

短期集中予防型訪問サービスQ&A (R7.4.1更新)

NO	分類	質 問	回 答
1	利用者の要件	以前に、訪問リハビリの利用をしていた方が、短期集中予防型訪問サービスを利用することは可能か。	可能です。本サービス利用時に、対象者の要件を満たしていれば利用できます。
2	利用者の要件	名古屋市内で転居された方が、再度サービスの利用希望した場合は利用できるのか。	短期集中予防型訪問サービス実施の手引きに記載する対象者の通り、要件に該当した場合に再利用することができます。各コースの派遣事務局において、利用者名簿を作成することとしているので、過去の利用歴について派遣事務局に照会をし確認をお願いします。個々のケースについて、判断に迷う場合はご相談ください。
3	利用者の要件	第2号被保険者の利用は可能か。	第2号被保険者のうち、要支援認定を受けている方は利用可能です。
4	利用者の要件	要介護状態区分等の変更があった場合、何度でも再利用可能となるか。	可能です。直近のサービス利用時の要介護状態区分が変更されている場合は、改めての利用ができます。
5	サービス利用関係	サービス提供により、発生した事故等についての責任の所在及び相談先はどこか。	事故等についての責任の所在については、状況によります。事故に限らず、事業全般についてのご意見等については、名古屋市高齢福祉課へ、サービス従事者のサービス実施内容等については、各派遣事務局が問い合わせ先となります。
6	サービス利用関係	短期集中予防型訪問サービスのサービス従事者により、歩行器等の福祉用具の提案助言をすることは可能か。	可能です。本サービスは、転倒予防のために運動習慣の定着化を図ること、また動作指導や生活環境の改善提案を行うこととしており、お尋ねのような歩行器などの福祉用具を取り入れることの提案助言や住宅改修についてご案内いただくことも可能です。この場合、サービス従事者より担当ケアマネジャーへ助言内容を報告いただき、必要なサービスが利用できるような連携をお願いします。
7	サービス利用関係 ケアマネジメント	サービス利用期間12週間の終了前に、認定の有効期間が切れてしまう場合はどうすればいいか。	サービス利用期間については、認定有効期間の終期までとなりますが、更新後、引き続き要支援・事業対象者の場合、残りの期間を引き継いでご利用いただくことができます。個々のケースについて、判断に迷う場合は高齢福祉課までお問い合わせください。
8	サービス利用関係	短期集中予防型訪問サービスの実施にあたり、屋外での支援・活動は想定されているか。	利用者の居宅でのサービス提供が原則ですが、歩行能力の向上や日常の運動習慣の促進という目的において、屋外歩行や近所の公園での安全な運動方法の指導等は実施可能です。
9	契約関係	ケアマネジメントの実施にあたり、既に他のサービス利用により契約済みの場合は、改めて取り交わす必要はないか。	その通りです。既に契約済みの方が、本サービスの利用となった場合、改めて契約の取り交わしは必要なく、作成する書類はケアマネジメント結果等記録兼短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書のみとなります。

NO	分類	質問	回答
10	契約関係	短期集中予防型訪問サービスの開始に伴い、利用者と交わす「介護予防支援・第一号介護予防支援重要事項説明書（兼契約書）」については変更となるか。	本サービスの利用により、「介護予防支援・第一号介護予防支援重要事項説明書（兼契約書）」の変更の必要はありません。
11	ケアマネジメント	ケアマネジメントCは、いきいき支援センターのみが実施するの か。	その通りです。 短期集中予防型訪問サービスの単独利用の場合は、ケアマネジメントCとなり、いきいき支援センターによるケアマネジメントの実施となります。
12	ケアマネジメント	他の介護保険サービスを利用しており、ケアマネジメントA又は介護予防支援にて担当している場合に、短期集中予防型訪問サービスが追加となった場合はケアマネジメントにかかる新たな報酬請求は可能か。	介護予防支援費またケアマネジメント費については、1月に一つの請求をいただくこととなっており、優先度は以下の通りとなります。他のサービス利用がある場合は、ケアマネジメントC以外の請求となります。 介護予防支援費>介護予防ケアマネジメントA>介護予防ケアマネジメントB>ケアマネジメントC
13	ケアマネジメント	認定有効期間内に実施した基本チェックリストがある場合、本サービスの利用時に改めて基本チェックリストを実施する必要があるか。	認定有効期間内に実施した基本チェックリストがある場合は、改めて実施する必要はありません。 本サービス対象者の要件を満たしているか、ご確認をお願いします。
14	ケアマネジメント	サービスの利用に向けケアマネジメントを実施し派遣依頼を行ったが、利用者都合でサービスを1回も利用しなかった場合、ケアマネジメントにかかる報酬請求は可能か。	サービスの利用有無にかかわらず、ケアマネジメント結果等記録兼短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書を派遣事務局へ提出した場合、ケアマネジメントCの報酬請求が可能となります。
15	ケアマネジメント	同一の方において、他のコース利用をする場合、及び要介護状態区分等の変更により同コースを改めて利用する場合は、ケアマネジメントにかかる費用は改めて請求できるのか。	ケアマネジメントCについては、サービス決定に至るプロセスへの評価であり、ケアマネジメント結果等記録兼短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書の作成ごとに請求可能となります。ただし、同月において複数回請求することはできません。
16	ケアマネジメント	ケアマネジメントにかかる報酬請求月は依頼した月か、初回訪問日の属する月かどちらか。	ケアマネジメント結果等記録兼短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書を作成し、派遣事務局へ依頼書を提出した月が請求月となります。
17	ケアマネジメント	サービス従事者の派遣依頼の際に、「ケアマネジメント結果等記録兼 短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書」の他、派遣事務局へ提出する書類はあるか。	ケアマネジメント結果等記録 兼 短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書には、「わたしのカルテ」を添付いただきます。 「わたしのカルテ」を作成していない指定事業者については、「わたしのカルテ」の代わりとして利用者基本情報等を添付ください。すでにケアプランが作成されている場合については、ケアプランの添付も必要となります。
18	ケアマネジメント	以前に作成した「わたしのカルテ」があるが、短期集中予防型訪問サービス利用申し込み後に再作成する必要はあるか。	最新の状況がわかるかたちとなっていれば、再作成の必要はありません。

NO	分類	質 問	回 答
19	ケアマネジメント	ケアマネジメント結果等記録 兼 短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書へ記載する目標は、どの程度具体的に記載するべきか。サービス実施説明書にも目標欄があるので、ケアマネジメント結果等記録 兼 短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書には不要ではないか。	ケアマネジメント結果等記録 兼 短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書へ記載する目標については、達成状況を評価できるイメージしやすい目標が望ましいです。目標の設定により、利用者本人が今後どのようになりたいかについて主体的に考え、介護予防に取り組むモチベーションが高まりますので、それぞれの支援者において、利用者本人より現在の状況とサービス終了後のめざす姿について聴き取ってください。 サービス実施説明書はサービス従事者が作成するもので、担当ケアマネジャーの依頼書を参考に作成しますが、聴き取りの結果、各書面における目標に違いがあっても構いません。
20	ケアマネジメント	指定事業者において、短期集中予防型訪問サービス以外に介護予防サービスを含めたケアマネジメントを実施していたが、結果としてサービス利用がなく結果的に「ケアマネジメント結果等記録 兼 短期集中予防型訪問サービス派遣依頼書」の作成に終わった場合、費用の請求できるのか。	短期集中予防型訪問サービス単独の場合におけるケアマネジメントCについては、いきいき支援センター以外の指定事業者は請求できません。 報酬請求の取り扱いについては、個々の事例が生じた際にお問い合わせください。
21	ケアマネジメント	ケアマネジメントCの場合、いきいき支援センターで契約が必要となる理由は何か。同じケアマネジメントCでも配食サービスとの違いは何か。	配食サービスはケアマネジメントそのものを省略できる取扱いにしております。配食サービスにおいても、ケアプランに配食サービスのみを位置づけ、ケアマネジメントCの報酬を請求する場合は一連の手続きが必要となります。 本サービスは専門職による短期間のサービスであり、本人の希望のみでなく、生活状況等を総合的に勘案して利用に繋げる必要があることから、ケアマネジメントを必須としております。
22	サービス従事者	サービス提供期間中を通じて、同じ担当者にて訪問するのか。	担当者の変更については、やむを得ない事情を除き行わず、サービス提供期間を通じて同一の担当者が訪問します。
23	サービス従事者	就業時間に短期集中予防型訪問サービスに従事した場合、派遣報酬については所属先に支払ってもらえないか。	サービス提供にかかる派遣報酬について、本市はその費用を派遣事務局へ支払うこととなります。報酬の受取先を個人または所属先とするかについては、派遣事務局へご相談ください。
24	サービス従事者	サービス提供する従事者については公開するか。	本サービスは、派遣事務局にサービス従事者の派遣調整業務を委託しており、ご利用者が従事者を選択することはできません。よって、従事者の情報について公開する予定はありません。
25	サービス従事者	通所サービスに勤務する者が、短期集中予防型訪問サービスに従事した場合は通所サービスの勤務時間から除くのか。	その通りです。 勤務時間は事業ごとに明確に分け、短期集中予防型訪問サービスに従事することで、通所サービスの人員基準を欠くことがないようにお願いします。

NO	分類	質 問	回 答
26	サービス従事者	利用者が、サービス従事者を指名すること、変更依頼することは可能か。	サービス従事者について希望がある場合は、ご希望に添えない可能性もありますが、派遣依頼書内の「その他希望事項」に記載し派遣事務局へ送付ください。また、提供期間を通じて原則一人の担当者が訪問することとしておりますが、担当者変更の希望がある場合は派遣事務局へご相談ください。
27	サービス併用	小規模多機能型居宅介護を利用されている方は対象外となるか。	小規模多機能型居宅介護を利用されている方が、本サービスを利用することは可能です。なお、ケアマネジメントの実施者は、小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者となります。
28	サービス併用	短期集中予防型訪問サービスの利用にあたり、医療保険による訪問マッサージとの併用はできるか。	医療保険によるサービスの併用については、制限ありません。
29	サービス併用	訪問介護サービスと、短期集中予防型訪問サービスの併用は可能か。	訪問介護サービスについては、生活援助あるいは身体介護を目的としており、転倒骨折のための指導を目的とした短期集中予防型訪問サービスとは趣旨が異なるため、併用可能です。なお、併用ができない介護保険サービスは、訪問リハビリ及びリハビリテーションを目的とした訪問看護となります。
30	住所地特例制度	住所地特例制度対象者が、短期集中予防型訪問サービスを利用した場合、通常の住所地特例者の請求方法と違うのか？	住所地特例制度の対象者については、原則、施設入所前の住所地の市町村が引き続き保険者となります。介護予防通所介護等の指定事業者を利用し、介護予防支援費の請求となる場合は前述の通りとなりますが、本市の短期集中予防型訪問サービスは委託による実施であり、ケアマネジメントCでの運用であることから住所地特例対象者の方についても、名古屋市への費用請求となります。短期集中予防型訪問サービス以外のサービス利用があり、ケアマネジメントC以外となる場合は、通常の住所地特例制度の対象者と同様の取り扱いとなります。
31	広報	事業開始にあたり、どのような広報を予定しているか。	短期集中予防型訪問サービスは、短期集中的に専門職が支援することで心身状態が改善し、社会参加につながることを期待される方を対象者として想定しており、広報なごや等により、市民に広く案内するのではなく、本サービスの利用が適当と考えられる方に個別に案内することが適当であると考えます。実際に利用検討されている方への案内用のチラシを作成しましたので活用いただきますようお願いいたします（9月中に各機関部署に送付予定）。

NO	分類	質 問	回 答
32	利用者の要件	介護認定申請と基本チェックリストを同時に行い、認定結果が出るまでの間において事業対象者として短期集中予防型訪問サービスを利用することはできるか。	要介護認定者は総合事業サービスを利用することができませんが、介護給付サービスの利用を開始するまでの間は、事業対象者のまま取り扱うことで総合事業としての請求が可能です。その際には「要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書」を区役所・支所に提出する必要があります。
33	利用者の要件	短期集中予防型訪問サービス利用中に、急な状態悪化により区分変更申請となり要介護認定が見込まれる場合は、サービスを中止した方がよいか。	お尋ねの通り、区分変更申請を行う場合はサービスを中止いただくことが望ましいです。暫定プランで本サービスを検討する際は、事前に名古屋市高齢福祉課までご相談ください。
34	利用者の要件	短期集中予防型訪問サービスの対象者は、要支援者または事業対象者のうち基本チェックリストのNo. 6～No. 10の項目に該当する方とされているが、その確認は事業対象者の判定と同様に窓口におけるチェックリストを実施する必要があるか。	要支援認定はまた事業対象者の判定を受けている方が、短期集中予防型訪問サービスの利用にあたり、対象者の要件である基本チェックリストの所定項目に該当することを確認する場合は、現在の利用者の状態が把握できるようであれば、その方法は問いません。